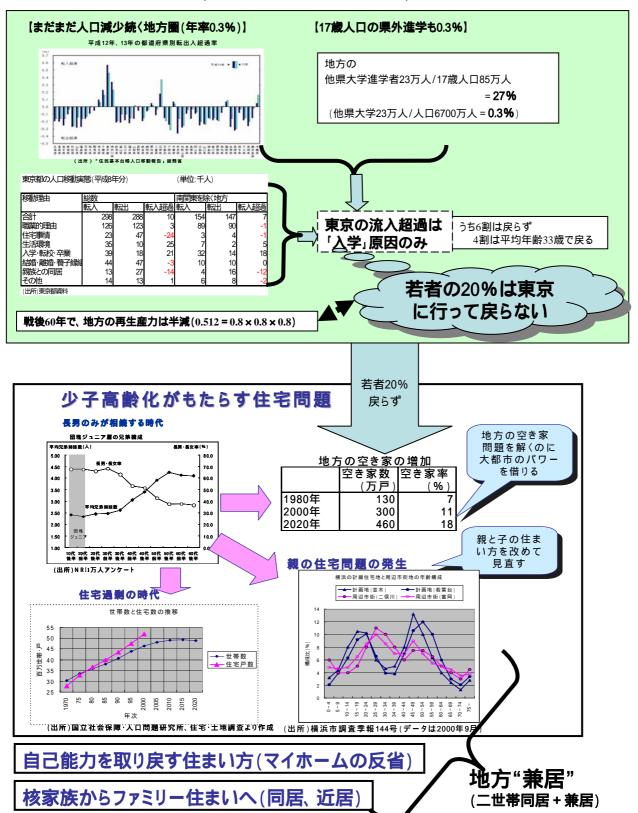
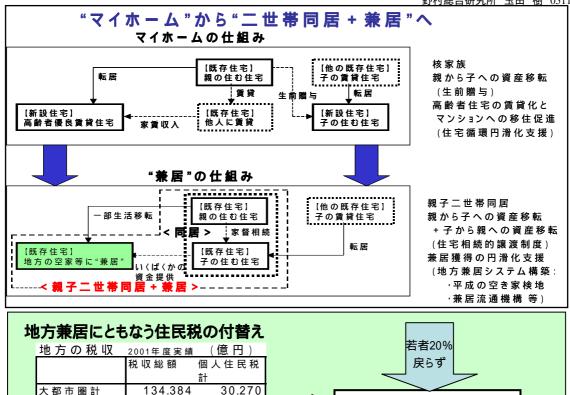
地方兼居と住民税移転 (国土審ライフスタイル・生活専門委員会) 野村総合研究所 玉田 樹 051101





# 住民税を本居と兼居で按分する仕組み

123,615

257,999

注 ) 大 都 市 圏 : 東 京 一 都 三 県 、愛 知 · 三 重 県 、 大 阪 · 京 都 府 · 兵 庫 県

出所)地方財政統計年報

25,807

56,077

大都市から地方へ、6.500億円の住民税の付替え

## ふるさと寄付金控除の活用

地方計

全国計

兼居市町村に、住民税相当額を寄付し、この寄付分を本居市町村で税控除する。 (現在の仕組みは、平成5年度から行われている。出身地を問わず、全国どこに寄付してもよい。 ただし、住民税は10万円を超える分、所得税は1万円を超える分を対象にした"所得控除"で あるため、例えば20万円の寄付に対して5万円程度の税の軽減に止まる。)

(地方兼居の1%の市場をとれば、65億円の増収) = 地方間の新しい競争

### 本居で徴収された住民税を事後的に本居と兼居で按分

#### - 1納税者個人単位ごとの按分

電気メーターの稼動、あるいはユビキタスネットワークのセンサーによる所在確認などを通して、 兼居時間を計測し、その時間比に応じて、本居で徴収された住民税を兼居地域に按分する。

#### -2マクロな方法による按分

観光入込み客数のように、兼居市町村における年間を通した"兼居入込み数"を推計把握する 方法を確立し、それを全国に適用することによって、本居と兼居の市町村相互の兼居移動台帳を 作成し、これにもとづき、本居で徴収された住民税を兼居市町村に付け替える。

#### 兼居を地方交付税の算定基準に組み込む

の方法が、適正に行われることが確認され次第、この兼居居住分を地方交付税の 算定基準の人口要件に準ずるものとして扱う。

# 地方の"財源復元機能"の獲得

出所)「地方"兼居"の構想~少子高齢化時代の地方活力の 再設計」玉田 地方財務2004年7月 ぎょうせい

地方逸失分 6,500億円

 $(=25807 \div 0.8 - 25807)$ 

 $(=6500 \div 30270 \times 12 \pi 月)$ 

大都市住民の2.4ヵ月分の

地方兼居の実践